○厚生労働省令第二十一号

医療法 (昭和二十三年法律第二百五号)第六条の十二及び第十五条第三項の規定に基づき、 医療法施行規

則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年三月十一日

厚生労働大臣 根本 匠

医療法施行規則の一部を改正する省令

医療法施行規則 (昭和二十三年厚生省令第五十号) の一部を次の表のように改正する。

一 特定臨床研究(法第四条の三第一項第一号に規定する特定臨2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。第六条の五の二 (略)	第一条の十一(略) 第一条の十一(略) 第一条の十一(略) 第一条の十一(略) 2 病院等の管理者は、前項各号に掲げる体制の確保に当たつては 2 病院等の管理者は、前項各号に掲げる体制の確保に当たつては にあつてはエックス線装置又は第二十四条第一号から第八号の二にあつてはエックス線装置又は第二十四条第一号から第八号の二世が対象に入り。)のための情として、診療用放射線の利用に係る安全管理のための体制の確保に係るを全利用という。)のための責任者を配置し、次に掲げる事項を全利用を目的とした改善の方策の実施を全利用のための指針の策定を全利用を目的とした改善のための方策の実施を全利用を目的とした改善のための方策の実施を全利用を目的とした改善のための指針の策定を全利用のための指針の策定を全利用を目的とした改善のための指針の策定として、診療用放射線の安全利用のための指針の策定として、診療用放射線の安全利用のための指針の策定として、診療用放射線の安全利用のための指針の策定を全利用がある方策の実施を全利用を目的とした改善のための方策の実施を全がでは、第三号の二を分のが、次に掲げる事項を全利用のための方策の実施を全利用がある方策の実施を主が表示といる方法に関定する診療用放射線の安全利用のための指針の確保に係る方法に関するといる方法に関する影響に関いるといる方法に関する影響に関する表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表	改正後
一 特定臨床研究(法第四条の三第一項第一号に規定する特定臨2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。第六条の五の二 (略)	第一条の十一 (略) () () () () () () () () ()	改正前

(傍線部分は改正部分)

<u>-</u> る 床研究をいう。以 計 第九条の二十五及び第二十二条の七において同じ。 画を立案し、 及び実施する能力を有することを証する書類 下この 条、 第 九 条 の 二 の 三 第 九 条)に関す 0 + 匹

3

第二十 げる施設の区分に応じ、当該各号に定める構造設備を有すること府県が条例を定めるに当たつて参酌すべきものは、次の各号に掲院の施設及びその構造設備に係るものに限る。) であつて、都道二十一条 法第二十一条第三項の厚生労働省令で定める基準 (病 とする。

ے ح くは薬品を用い又はその他の方法により入院患者及び職員の被場合における当該業務に係る設備を除く。) 蒸気、ガス若し繊維製品の滅菌消毒の業務又は寝具類の洗濯の業務を委託する 消毒施 寝具等の消 (消毒施設を有する病院に限る。)。 設 及 び 毒を行うことができるものでなければならない 洗 濯 施設 (法第十五条の三第二項の 規 %定によ ŋ

兀

第二十 施設及び記録は、二十一条の五法 法第二十二条第一号から第八号ま 次のとおりとする。 での規定による

線写真、紹介状、退院した患者に係る入院:誌、処方せん、手術記録、看護記録、検査:診療に関する諸記録は、過去二年間の病: 要約及び入院診療計 画 [書とする。 検査所見記録、 期 間 中 録、 0) 各科 診

第二十四条 十五 合とする。 法第十五 条第三項 条第三項 の厚生労働省令で定める場合) Ó 厚生労働省令で定める場合は、

次

する能力を有することを証する書類 床研究をいう。以 下 同 じ。)に 関 関する計 画 を <u>寸</u> 案 Ļ 及 び

実

施

二~八

3

第二十一条 げる施設の区分に応じ、当該各号に定める構造設備を有するこれの場所県が条例を定めるに当たつて参酌すべきものは、次の各号に15院の施設及びその構造設備に係るものに限る。)であつて、都2二十一条 法第二十一条第三項の厚生労働省令で定める基準(とする。 当該各号に定める構造設備を有すること 都道病

こと 服、 繊維製品 くは薬品を用い又はその 場合における当該業務に係る設備を除く。) 消毒施品 寝具等の消毒を行うことができるものでなけ (消毒施設を有する病院に限る。)。 の減菌消 設及び洗 日毒の業務又は寝具類の洗濯の業務を委託濯施設(法第十王多の正元元元 他の方法により入院患者及び職員の被に係る設備を除く。) 蒸気、ガス若し、務又は寝具類の洗濯の業務を委託する ればならない ょ

二 〈 匹 (略)

施設及び記録は、第二十一条の五法 法第二十二条第一号から第八号までの規 次のとおりとする。 定 に ょ る

(略)

線写真、 要約及び入院診療 誌、処方せん、手術記録、 診療に関する諸 紹 介状、 計 退院した患者に係る入院期 記 |記録、看護記録、検査所見記録| |録は、過去二年間の病院日誌、 画 書とする。 間中 録、 0 診 エツクス 療経 科 過 療

0)

(略)

第二十四条 (法第十五条第三項 掲げる場合とする。 法第十五条第三項の の厚生労働省令で定める場合 厚生労働省令で定める場合 は 次

とする場 エネルギー 療用 又 高 は 工 診 ネを療 ル有所 ギー放射線発生装置」という。) する電子線又はエックス線の発生がに、診療の用に供する一メガ電子 を 装置ル で備えようる置(以下

いう。)及び農度を買うって数量の数量及び濃度が別表第二に定める数量化合物又はこれらの含有物であつて放射化合物又は診療所に、放射線を放出す 乗じて得た機器で、ア 機器で、その装備する放射性同位元素の数量が下限数量に千う。)で密封されたものを装備している診療の用に供する照いう。)及び濃度を超えるもの(以下「放射性同位元素」と る診 量が る機器を除 病院 えようとする場 る機器を除く。以下「診療用放射線照射器具」という。)を書が下限数量に千を乗じて得た数量以下のもの(第七号に定いて得た数量を超えるもの(第七号に定める機器を除く。以出て得た数量を超えるもの(第七号に定める機器を除く。以いて得た数量を超えるもの(第七号に定める機器を除く。以いて得た数量を超えるもの(第七号に定める機器を除く。以いて得た数量を超えるもの(第七号に定める機器を除く。以いて得た数量を超えるもの(第七号に定める機器を除く。以いで密封されたものを装備している診療の用に供する照射を放射性同位元素」という。)を備えようとする場合「診療用放射線照射装置」という。)を備えようとする場合であって放射線を放出する同位元素と表情している機器を除く。以下「診療用放射線を放出する同位元素を装備してい病院又は診療所に、放射線を放出する同位元素若しくはその人機器を除く。以下「診療用放射線照射器具」という。)を 以 下,

次に掲げるもの 電 又は 子 · う。 放 射 断 療 然所に、 層 を備えようとする場合 撮 (以下 影 装置による 密 「陽電」 封 さ れ 子 て 断層撮影診 画 1 像診 な V 断放り 療用 用 性 11 同 放射 位 る -元 表 の 素 性 同 で \mathcal{O} うち あ 位 元

ロイ 条 \mathcal{O} 第 項 第 号 (2)に 規 定 す る 医 薬

三条の 薬 品 医 療 0 機 +器 Ł 等 第 法 第 項 十三 0 承 認 条 0) 医 薬 0) 品 五 第 医 療 機 項 器 若 等 L 法第 は 第

> とする場合のエネルギーなのエネルギーないない。 『エネルギー』、一を有するこれ。 でする電子線又は工作に、診療の用に供 放 射線発生装置」と ーツクス いする一 線 メ 1 **う**。 の発生装置が対電子ボルト) を 備 に に 以下 以下

数量が下限数量に千を乗じて得た数量以下のもの(第六号に定四 病院又は診療所に、密封された放射性同位元素を装備してい乗じて得た数量を超えるもの(第六号に定める機器を除く。以乗じて得た数量を超えるもの(第六号に定める機器を除く。以乗じて得た数量を超えるもの(第六号に定める機器を除く。以明ので、その装備する放射性同位元素の数量が下限数量に千を機器で、その装備する放射性同位元素の数量が下限数量に千を機器で、その装備する放射性同位元素の数量が下限数量に千を機器で、その装備する放射性同位元素の数量が下限数量に千を機器で、その装備する放射性同位元素の数量が下限数量に千を いう。)及び濃度を超えの数量及び濃度が別表第に、放これらの含有 備えようとする場合 める機器を除く。以下 含有 第二に 「診 物である 療用 定める数量 のて放射線を放出する国 放射 『線照射器具』という。 (線同以を位 下放元 - 「下限 出する」 同 < 量」と
はその

(略)

八五~右 いるも 療用 電子断層 による画 七項に規定する治 病院又は診 治験薬」という。 放 射 の \mathcal{O} \mathcal{O} うち、 性同 撮 像 以 (放 影 診 射 療 診 位 断 下 療用 一元素」 所 性 医 以 陽 薬 同 放射 品 電 下 位 験 という。 0 又 医 子 元 性同 素で である放射性同位 は 断 陽 対 薬 電 象とされる薬 治 層 品 撮 子 あ 位 験 又 影診療用 薬 断 元素を備えようとする場合 は 0 て、 を備えようとする場合又 で 層 医 撮影診療」 あ 薬品 るも 陽電 放射 物 医 のを 子放 元素で 療 以 性 機 同 と 射 下こ 除 器 いう。 位 断 密 等 0 層 封 法 元 号に 撮影装 素」 さ 以 第 れ 下 とい て は に お 条 陽 用

(新設)

八の二 九~十一 のうち、 あつて陽電子放射断層撮影装置による画像診断に用いないもの 同位元素」という。)を備えようとする場合 (4) (3) (2) 三条の二の十二第一項の規定による届出(同条第二項の規定受けている体外診断用医薬品又は医薬品医療機器等法第二十 いて調剤されるもの(イからハまでに該当するものを除く。 薬品であつて、 認を含む。 二の十七第五項において準用する場合を含む。)の変更の承十三条の二の五第十一項(医薬品医療機器等法第二十三条の 第一におい験をいう。 一十三第一項の認証 るもの 用いるもの年法律第八十五号)第二条第一項に規定する再生医療等に 各号若しくは第三各号に掲げる先進医療又は第四に掲げる 治療又は診断のために医療を受ける者に 患者申出療養に用いるもの 施設基準(平成二十年厚生労働省告示第百二十九号)第二 臨床研究法第二条第二項に規定する特 をいう。第三十条の三十二の二第一項第十三号及び別表治験(医薬品医療機器等法第二条第十七項に規定する治 再生医療等の安全性の確保等に関する法 病院又は診療所に、 厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出 において同じ。 前号イからハまでに掲げるもの(以下 (略) 若しくは医薬品医療機器等法第二十三条の二の 当該治療又は診断を行う病院又は診療所にお (同条第六項の変更の認証を含む。 に用 密封されていない放射性同)が行われている体外診断用医薬 いるも 対し投与される医 定 律 臨 「診療用放射性 床 伞 療養並びに 研 究に 位元素で 成二十五 用 次 九~十一 (新設) (新設 (新設

略

射線発生装 えなくなつた場 療用 院 又は 『放射線照射器具又は放射性同位』「装置、診療用粒子線照射装置、ごくは診療所に、エックス線装置、ご で元素装備診ち診療用放射的 療機 線照 ネ ル 器射ギ を装

ツ 装 置 \mathcal{O} 届

に掲げるたときのは トル置 (定格出-する。 未満 掲げる事 以上 兀 ネク イの 二 二 2 のものに限る。以下 であり、かつ、その有するエネルギー出力の管電圧(波高値とする。以下同の二 病院又は診療所に診療の用に供 法第十五条第三項の規定による届出 項 を 記 載した届 出 「エックス線装置 書 を提出、 することに 14ーが一メガ電子ボルト同じ。)が十キロボに供するエックス線性 は、 」という。)を備 よっ 十日以内に、 て 行うも の次えルボ

5 Ŧī.

 \mathcal{O} 届 療 用 出 放 射 性 同 位 元 素又 人は陽 電子 断 層 撮 影 診 療 用 放 射 性 同 位 元

項第 ぶを記載した届出書を提出することによつて行うものとする。六十五条第三項の規定による届出は、あらかじめ、次に掲げる事一十八条 第二十四条第八号又は第八号の二に該当する場合の法

を五記

2

エックス線 装 置 0 防

ものでなけ 工 ックス線 れ ば な 5 ない。然装置は、 次 に 掲 げ る 障 害 防 止 \mathcal{O} 方 法 を 講 ľ た

工 」という。)になるようにしやへい「が次に掲げる自由空気中の空気カーックス線管の容器及び照射筒は、利 ス線管の容器及び すること。 マ率 (以下利用線錐以外 錐 下 外 0 空 工 気 ツ 力 ク 1 ス

格管電 圧 が 五. 十キロ ボ ル \vdash 以 下 0 治 療 用 工 ツ ク ス 線 装

> 備えなくなつた場合置、診療用放射線発生装置、診療用放射線照射が開始がある。 療用がに、 射 器具又は 粒子線照射装置、エツクス線装置、 放射性同 位 診療用 元素装備診療機 放射工 線 ネ 照 ル 器射ギ を装

とする。 の次えルボ

一 5 五.

(診療] 用 放射 性 同 位 元 素又 は 陽 電子 断 層 撮 影 診 療 用 放 射 同 位

出書を提出することによつて行うものの規定による届出は、あらかじめ、次第二十八条 第二十四条第八号に該当す素の届出) る届出は、あらかじめ、次に掲げる事に十四条第八号に該当する場合の法は とする。 項 第 を十記五 + 条第 載 L た属項

一 気 五.

2

(エックス線 装置 0

第三十条 ものでなけ エックス線は が装置ける防護) は 次 E 掲 げ る 障 害 防 止 \mathcal{O} 方 法 を 講

じ

線量が次に掲げる自 イ 7 率」という。)になるようにしやへい量が次に掲げる自由空気中の空気カーエツクス線管の容器及び照射筒は、利 エツクス線管の容器及 定格管電 圧 が 五. 十キロボ ル 卜以 下の すること。 治 マ用 率 療 線 用 议 錐 以 工 ツ 下 外 ク 0 ス 空 エ 気 ツ 装 力 ク] ス

 \vdash つ管のて がにエ 五おッ 十いク 線 置 F 0 \mathcal{O} き接り触 で が と が が と が か が か が か が か が か が か が む 表 五. セ ン チ メ

以面 い置 て カコ ら五セ あ格ル ング は圧離 チノイエ 一毎ト時 ツ ク 丰 ル以ス 口 の下線距が管 ボ 離におれている。 を か超 いク 5 ス線 て 三 百装一療毎面ドカー ミリ のルエ以ら グ 接のッ レ 触距ク 可離ス 1 毎能に線 時表お装

距ク にイ離ス定あかに線格 定 らお装管 い置電 て、〇・二五 に圧 あが っては、百二十 五. ミリ エ 丰 ツ 口 グ ク ボ レ スル イ線ト 毎 管 以 時焦下の か口 下 ら内 ー 法 メ 撮 一影 ト用 ルエ のッ

い置 つては、 • ハカま ミリエ でに ック 掲 グ V ス 1 る 毎常 エ ツ 以焦下点 ク ス か線 装置 5 _ メ以以 外 トの ルエ のッ 距ク 離ス に線 お装

なエ 定格管電圧が七¹ 定格管電圧が七¹ 連離において、二 上離において、二 カつて、四マンデンル サ 射式 工 ツ は、次に掲げる型いて、二十マイク ク ス のとき、電 電 イ接圧 ク触装ロ可置 利 用 線が能に表あ のイ 面 9 総毎らは 過 以五 ح 下セ充 なるよ ン電 チ状 メ熊

イ 上線 つては、アルミニウム当比が七十キロボルト以下板を付すること。 当下 量の 口内 五 法 ミ 損 リ 影 メ用 一工 トッ ルク 以ス

う

又 装 は置定 モに格 あ管 ブ つて圧 デ ンは、五 当 量アート ハミニウムジュロボルトロ 〇三ミリ 3当量-以下] $\bigcirc \mathcal{O}$ 1 • 乳 ル五房 エリミ撮 メ用 一工 トッ ルク 以ス 上線

あび つイ 輸 て 及 血 の止の方法なっては、アルス び用リ 口血 に 液 掲 照 が射エッ ク ツ クス ス 量二・ 線 線 装 ・ 装 五 置 置 さればならればならればならればならればならればならればなられる ミ 以 治 リ 外 療 療用 エエ なのトッ ク ク ス ス 上線 線 装置置 に及

定

E

掲

2

2

ー げ る 障 中防エ け \mathcal{O} る 患の 者 の入射線量率2 を講じたもの を講じたもの 力 7 率 率は、京原項に規 Ŧ. 十ミリ 患け イ 面 分のいほル以利。か以 下に線 な錐 るの

> 1 に あ格ルつ 管のて 電距は がにエ 五おツ 十いク て、一・ ス 置 ト O \mathcal{O} ミリ 接 はから一メージ型を超える治療で対グレイを 以ら 下 五. セ ン チ

> > メ

以下 ロ 定格管電圧が五十キ 置にあつては、エツク 面から五センチメート ト時ク 丰 ル以ス 口 の下線 ボ 距離に がつエ 点 ル を おツ いク ス て三百ミリ 線 装一寮毎面 のルエ 接のツ グ レ 触 距ク 可離ス 1 毎能に線 時表お装

ニ 距 ク に圧が 百て二 二十 五. 丰 ツロボ レ ス ル 1 線ト 管 以 焦点の かり 下 一法 メ 撮 一影 ト用 ルエ のツ

クス線装置にな のス線装置にな であつては、 であっては、 ○は、 には、エツクス煌へまでに掲げる」 シミリグレン ス線管焦り スター・アングラング スター・アングラー・アングラー・アングラー・アングラー・アングラー・アングラー・アング・アングラー・アングルー・アングラー・アングル 1 毎 時 以 点 ス 下 か線 | 毎時以 ※装置] 外 トの ルエ のツ 距ク 離ス に線 お装

であつて、照知が、コンデンサ4 \mathcal{O} 上離において、 「付すること。 ・付すること。 距 射式 工 ツクス て、二十マ とき、 線 高 電 イ接圧 ク触装ロ可置 が能してあ 表あ のイ 面つ 毎かて 時気に 以五 下セ充 ン電 チ状 メ態

だる利用線錐

総

濾

過

کے

な

る

ょ

大線エックコートルの上線定格加速 に管濾ス あつては、アルミニウム当電圧が七十キロボルト以下週板を付すること。 当量の _ - 口 ・ 内 五 法 |ミ撮 メ用 一工 トツ ルク 以ス

又装は置定 モに格 ・〇三 一ミリ ムト 当量下 ○ の ・ 乳 1 五房 ル | 影 以 上 メ用 一工 トツ ルク 以ス 上線

輸 ーツクス 当 ス 量 線 = 線装置 装 置、 五ミリ ツ ツ ク ク か以上 ス ス 上線 線 装 装 置置 に及

中る透 ハ心透障視あび 視害用つイ輸中防エて及血 たも前 が量 率の項 でなけ、患者 五 一十ミリ 患者れ 者の入射で おばならな でするものの かればならな 1 面なのト 毎 分のいほル以利。か以 下 用 線 に 次 な錐 に るの

制 なるようにすること。 を備えた装置にあ 作 すること。 -動中連 続した警告音等を発 0 っては、 操作 者 百二十五ミリグレィを発するようにした真有の連続した手動操作 た高線量が操作のみ (作のみで) 下透作

 $\frac{-}{+}$ るような 止 するイ エック 工 センチメー ツ クス -ンター ス線 装置 線 装置の 又は 管 トル 口 焦 ロックを設けること。たは当該皮膚焦点間距離去焦点皮膚間 以 エックス線管焦点 上にすることができる。 ※皮膚間 た未セン **層間距離については、**にし、手術中に使用す 満で照射することをは す

利用 えないようにエック 「するものとする。 次に掲げるときは、 するエックス線 ス線 管焦 ス像面を超え、 照射野を絞る装置を供 照射野を絞る装置を供 受像 照 点受像器間 を備い ク て、 ス えること。 線 受像面 照 射 野 を

ックス 像 面 線 が円形でエ が受像 ツ ク 面に外 ス 線照 接する大きさを 射野 が 矩 形 \mathcal{O} 場 超 合 えない に お V لح き

口 いとき 射 定 間 受 \mathcal{O} L 野 《像器間! 条に た 距 \mathcal{O} 離 場 方 において「交点間監察との交点及び受免 合にに 0) 総 距 和離がの お対いし 交点及び受像 焦点受像器間距離の四パ三パーセントを超えず、 て、 パーセントを超えず、かつ点間距離」という。)の和び受像面の縁との交点の間、それぞれの直線における 直] -セントを超えながつ、これらのない和がそれぞれだ 和がそ る エ本 ツ 0 クス線を 離 ス線照 下親を想 な交焦

五. を通 利用 1 セ ンチメ ・メージ・ 過 線 したエ 錐 中 (一トルの距離において、百五十マインテンシファイア等の受像器の)(エックス線の空気カーマ率が、利 \mathcal{O} 蛍 光 が板、 すること。 1 メ ージインテンシ フ イ 接 用 ア ク触線ロ可錐 1 ア 能中等 グ ルインイチの受像 で表面が

の最大受像でなるようによ ツ ス 大受像面を三・〇セ 線 0) 空気カー 7 率 ンチ が、 メ 当 1 該 部 \vdash ル 超 分 0 える部 接 触 可 分を 能 面 通

> に視動 ように 制御を備えた装置にあし、作動中連続した警 なるようにすること。 すること。 た した警告音等を発するようにしただし、操作者の連続した手動 つては、 百二十五ミリグレ ルイ毎分以一のみで、 下透作

るような装置又は当二 エツクス線管焦点 二十センチメートるエツクス線装器 止するイ ・シター 装置 - トル以上にするこ 口 当該 ックを設けること。 点 皮 膚間 皮膚焦点間距離 にすることができる。 距 一離が三十 管焦点皮 一、満で照射する 層間 距 離 に すること 0 いに 以 使 て 上 は、用っ をに す

超えないようにエツクス線照 容するものとする。 利用する 次に掲げるときは、 エツクス線 管 焦 受像 点受像器間距離にお 射野を絞る装置を備 面を超える 工 ツク V て、 ス えること。 線 照 受 像 射 面 を た

イ ツクス線照射 受像 面 が円形で 野 が 工 受像面 ツクス 「に外接する大きさを 線 派照射野" が 矩 形 \mathcal{O} 場 超えな 合 に お 1 11 とき て、

射野の家においた。 点間距離の総和点受像器間距離 この条において「交点間」 射野の縁との交点及び受験 和が焦点受像器間距離の四パ離の三パーセントを超えず、 交点及び受像 おいて、それぞれ対し垂直な受像面 ・ヒ超えず、かつ、 にでは、という。)の和が にでれの直線におけるエツ にですることに にはいるのではの間のではですることに にはいるのでは、 にはいるのではいるのでは、 にはいるのでは、 にはいるのでは、 にはいるのではいるのでは、 にはいるのでは、 にはいるのでは、 にはいるのでは、 にはいるのでは、 にはいるのでは、 にはいるのではいる。 にはいるのではいるのでは、 にはいるのでは、 にはいるのではいるのでは、 にはいるのではいるのでは、 にはいるのでは、 にはいるではいるでは、 にはいるでは、 にはいるでは、 にはいるでは、 にはいるではいるでは、 にはいるでは、 にはいるでは、 にはいるでは、 にはいるでは、 にはいるではいるでは、 にはいるでは、 にはいな、 にはいるでは、 にはいるでは、 にはいるでは、 距] -セントを超えないの、これらのないの、これらのないのではに、 はいののでは (以下のでは、 はいのでは、 はいのではいのでは、 はいのでは、 はいのではいのでは、 はいのでは、 はいのでは、 はいのでは、 はいのでは、 はいのでは、 はいのでは、 はいのでは、 はいのでは、 はいの な交焦 下 照想

五. ら 板 十 、 器を通り 透視時の最大受像以下になるように 十センチメートルの 利用線錐いとき。 1 メージインテンシファイ 過したエツクス線の空気 錐 中 0 蛍 光 板、 すること。 距 イ 解に メ お ージインテンシフ おいて、百五十マイア等の受像器の気カーマ率が、利 マの利 接用 ア イ 1 触線 ク 口 可 錐 ア グ 能中等 表のの V 面 蛍 イ 受 毎か 光像

ツ ク ス 線 0) 空気カー 面 を三・〇 7 率 センチメ が 当 該] 部 1 ル超 分 \mathcal{O} える部 接 触 可 能 分 を 面

] いうに \vdash すること。 0 距 離に お 11 て、 百 Ŧī. + 7 1 ク 口 グ レ 1

七 利用以 線下錐に を講じること。 型以外の なるよ 工 ツ Ź ス 線を有効 に L Þ V > す る た 8 \mathcal{O} 適 切

3 骨塩定 の方法 除 影用) を講じ)は、第 量 分 С 工 析 ツ Τ たもの 工 工 ックス線装置にあつては 項 んに規 装置 でなけ 規定するもののほか直(胸部集検用間は ればならな あつては第二号に掲げめつては第一号に掲げもののほか、次に掲げ集検用間接撮影エック 11 拘げるものを除拘げる障害防止 置 3

えないようにエックス線照射野を絞る装置、利用するエックス線管焦点受像器間距離に ツ 離 クス線照射野が受像面に外接する大きさを超えないとき、像面が円形でエックス線照射野が矩形の場合において、「の二パーセントを超えないようにするものとすること。「面の縁を超えるエックス線照射野の広がりが焦点受像器 するエックス線管焦点受像器間距離に を備え お 1 て、 えること。 受 像 面

つては、この ただし、 エックス 拡 大撮影を行う場合(へ管焦点皮膚間距離は、 は、次に担ば、次に担 げるげ るも 場 合 口を除く。)にいのとすること

1 | 定格管電 電圧が七十キロボルトを超える口内あつては、十五センチメートル以上電圧が七十キロボルト以下の口内法この限りでない。 上 法 撮 影 用 工 ツ ク

ス 定 装置 管 電 あ つては、 -+ センチメ] ル 内法 以 上 撮 影 用 エ ツ

最 5 月 と 5 日 と 5 日 を 5 日 を 5 日 と 5 日 を 5 日 を 5 日 を 5 日 を 5 日 で 5 日 を 5 日 で 5 すること。 距 離 に お 11 て、 百 五. 十 7 イ ク 口 グ レ

イ

クス 線を有効にしやへ 1 す る た \Diamond \mathcal{O} 適

の方法 骨塩定量分析 撮影用)を講じたものでなけ)は、第一 C エツクス Τ エツクス線 エ ツ 項線 ク 装置 ス 線 規 装置にあつては第二号に 装置にあつては第一 定するもの ればならな 胸 部 集 検 ののほか、機用間接撮 第二号に掲げる 次に掲げる 次に掲げる え も るも るス障線 のの害 を、止 を 除 止

間距離 だし、 超えないようにエツクス線照射野を絞る装置が利用するエツクス線管焦点受像器間距離に イ 容するも エ ツクス線 像面が円形でエツクス線照射野が矩形の場合において、の二パーセントを超えないようにするものとすること。 次に掲げるときは受像面を超える のとし、又は 照 射 野 が受像面に外接する大きさを超えな П 内法 撮 脱影用エ エツクス線装置をおか・つ を備る お 装置にあつて 1 て、 えること。 照 点受像器 、かつかり ンチ 野 ス を 面 線メは

口

あつては、この限 ただし、 エツク ス 線 拡大撮影 管 焦 出りでな 影を行う場 点 皮 膚 間 距 離は、 合 に 次に掲げるも 掲げ る場合 口を除く。)にいのとすること

イ 線装置にあった。 キーキロエロ ボセボルンル ルトを超える口内ンチメートル以上の口内は 上 法 撮 影 用 エ ツ ク

ス (線装置 定 格管 電 あ つて は、 ・センチ メ ル 以 内 上 法 撮 影 用 工 ツ ク

1 エル 型 ツ以 及 び 携 型 工 ツ ク ス 線 装 置 に あ 0 7 は、 二 十 セ ン チ

に乳 С Τ つ撮て影 ク ス 線 装 置 に 装置 あ 0 て 拡大、 ル大以撮 + Ŧī. を セ 一行う場 合に] 1 限ル る。以

1 かあ房 らへまでに こは、二十セン! 掲 げ る チメ 工 ツク ス \vdash 線 びル装以撮手以置上影 上以 外 \mathcal{O} 工 ツ ク ス 線

なの いほ胸 ク か、集 ス ル 移 以線 集 動 に 次に 装置 検 上 型 あ 用間 つて 離 及 掲 に れ び あって は、 げ接 た 撮 位 る 障害防服影エッ 型工 兀 置 は、 に + お 五 ツ の止の方法なっクス線装置 エックスは クス セン て操作で ンチメー 線 装置 装置 作できる構造とすること。ス線管焦点及び患者から二装置及び手術中に使用する を |講じたものでなければなら||は、第一項に規定するもの 及トびル 内から二 メエ] ツ

受射 受像野像 をが離 超える 焦 の三パー れ 利 を器用 点 \mathcal{O} 面 受 直 絞る装置を備えること。 間 上 線 ーセントないおける 像器 一で直 工 距 錐 離がに角 ツ において、兵錐型となり、人 ク 間 おける交点間 交する二本の ス 距 へ線照射野を計 の四パー・を超えず、 をキャッ、距離をかっている。 直 **吟離の和がそればれる。ただし、昭** か 面 許容するものとすること。やントを超えないときは、受かつ、これらの交点間距離の離の和がそれぞれ焦点受像器線を想定した場合において、。ただし、照射方向に対し垂 つ、 を 超 え利 な 用 照い す 射よる方 向に ツ エ ク ツ ス て、 ク 線 受像器間れない。

すマそ する者が照り、が、一ば、か、一ば、 て の被(定用 は 一ばく射の周月 が照射 す ーックス線 る ただ 限時 害 線装置のに室外 し、 からに 防 に りでない。 つきー・ 止 十は、 \mathcal{O} エ の方法を講ずるほのしている。 セン箱 ツ ク ○チ状マメの ス 線 に ÍĹ 退 装 イ クロ 置 トや 避 で操作それ ほ療 ル〜 か、と グレ のい 置 距物 とそイ離を 濾ぁを 過除 で他下おける 口板 似が引き抜かれ、。)は、第一 きる場の業務 ることとし でる場合にあい業務に従事になるようにいる空気カー

5

ツ

ク

ス

発生を遮

断

す

る

イ

タ

]

ツ

ク

を

設

け

た

1 動 卜 エル ツ以及 上び 携 帯 エ ツ ク ス 線 装置 に あ つて は、 二 十 セ ン

チ

| イからへまでに担にあつては、二-乳房撮影用エツタ С Τ あつては、二十セン4万撮影用エツクス線は ク ス 線 装 置 に 装 あ 置 0 て - ル以上を行 五. セ こ行う場っ 合] 1 限ル る。以 上

 \vdash にイあか 掲 Ħ. げ る セ エッチメ ン ンチメー クスト 線 上以 外 \mathcal{O} エ ツ ク ス 線

なの のほか、次2 胸部集検型 次に に掲問 !げる障害防止の方法!接撮影エツクス線装 ・型エ、 お クス いエ て ツクス線 操 線 装置 装置 作できる構 を 必管焦点₽ は、 講 じ 第一項に規定する! 派及び患が 造とすること。 者 使 から二 なも メエ] らの ツ

を超える機能の三パー 受像 ぞれ 射劈像 の三パーセンれの直線にな 利 野を絞る装置を備え像器間距離において利用線錐が角錐型に 面 るエッペラ像器 上 で直 ントを超られている交上 ク 間 交する二本の ス 距 離の四パー 線 て、 照 えること。 لح (点間 射四 な より、 受像 野 を許せ 距直 を許容するものとすることーセントを超えないときは、かつ、これらの交点間距距離の和がそれぞれ焦点受 離の和がそれでしておいて。ただし、照射方向によっただし、照射方向によってまるによって、 カ 利 用 す とすること。ないときは、受ないときは、受点間距離の、において、それにおいて、それにおいて、それにおいて、それにおいて、それにおいて、それにおいて、それにおいて、それにおいて、それに対し垂直が る 工 ツ ク ツ ス ク 線 ス 管 線 焦 面和距れ な

5 たとき は、 は、 は、 では、 では、 でのしやへい物から半 でのでは、 でが、 一ばく射につき でる者が照射時に室外 では、 では、 では、 でが、 の限りでな では、 でい物から半 ツ ク ス いつきー・ 装置 主外へ ない。容 ク 十七、 0) \mathcal{O})方法を講じ (近接照な セン箱 発 生 上を遮 ス \bigcirc チ状 易 に マメの 線 が射る 断 装置 イク 1 1 退 トや す 避 á ほ療 す \mathcal{O} 口 ルへ 操 か装置 グ ること のい イ 距物 置 作 Vイ離を設 タ とそがの 濾ぁを 過除 世の業を における空気ないけることとし < 板 で 口 きる が ツ なるよ ク 引 場合に を きは 抜 うに 力 け か第 に従 れ た あ事

Ł 0 で な け れ ば な 5 な

十 設

設」という。)の 療用 同 0 放 位 射 元 素又 性 汚 染 の構造設備の基準は、次のとおりと染物」という。)を廃棄する施設(は放射性同位元素によつて汚染され診療用放射性同位元素、陽電子断層 は 診 りとする。 (以 れ 層 た物 撮 (下 「廃 影 診 以下 療 棄 用 施 放 第

5 兀

五. 合 設 を除く。 けること。 医 |療用放 射 に 性汚染物 は、 次に定めるところ を保管廃棄する場合 ょ り、 (次号に 保 管 廃 規 %定する 棄 設 備 を

; =

量 る こことが 陽電 外 陽 廃 以 種 子 の物 区 電 棄する場合に 下であるもの 類ごとにその 電 断 |域内 層撮 子 子 子 が 断 断 確 断 層撮 影診 実な 層 混 層 入 撮 お 撮 期間 影診 Ĺ 影診 療用 影 は、 に て 診 限る。 とし 行うこと。 又 日 療 療 放 療 として厚生労働大臣が定め療用放射性同位元素の原子又は付着しないように封及療用放射性同位元素によっ 最大使 陽電子断層撮影診 射 用 性同 放 射 以 下こ 位 用 性 数 元素によ 同 \mathcal{O} 量位 号がに厚 元 素 療用 つて お 生 (厚 い労

2 5 4

用 \mathcal{O} 十 場 所 等 0 制 限

だし、 る業務 行 V, 条 次 又 の は を、そ、 0 同 兀 表 が欄に れ に掲げる器具を用いてれ同表の中欄に場病院又は診療所の管 欄 に 掲げる場合 吊いて行わなけれに掲げる室若しくの管理者は、次の に該当 「する場 ればは 合 \mathcal{O} 点は、 表 ならない。 0 上 欄 限り て

ツク エ ツク 略

ŧ 0 で な け れ ば な 5

の施十設

設」という。)の 三 医 療用: 一十条 性同 放位射元 素又は診 性 汚染 構造設備の基準は、なる物」という。)を廃っ 放療 射 用 性 放 同 射 位 性 元 同 元素によっ 位 元 素、 次のとおりとする廃棄する施設(以下 つて汚染さ 陽 電 子 断 れ 層 た物 撮 ź。 下 影 診 (診) 廃 下用 棄 施

五. 設けること。 合を除く。) 医療用放射 には、 性 汚 染物 次 (Z を保管廃棄する揚合 定めるところ ょ り、 (次号に 保 管 規定 廃 棄 す 設 る 備

を場

イ~ニ

量以下であるものる種類ごとにその 管廃 電子 ることが 以は 理区域内 外 陽 陽 陽電子断 廃棄する場合には、 計断層撮影診療用放 の物が混りの電子断層は 電 子 確 断 層 実な期間 層 に も で に に で 撮影診 入し、 撮影診 撮 お 影 日 診 て 又は 療用 とし 行うこと。 放 限 療 療 る。 用 陽 用 射 最 電子断位同位 て厚生 大使 付 放射性同 放 放 ||着し 射 以 射 下この 性 用 性 |労働大臣が定める期間を超け同位元素の原子の数が一を| 層撮影診療用 一元素によ 数 同 位 量 位 号に厚 元素によつて汚染さ 元 素 つて汚染され 生労 お 11 放射 て 働 生 同 大 労 じ、臣 性 働 同 \mathcal{O} 大 た 物 位 定臣 超えていた物 元 又 めの 素をはる定との

2 5 4

使用 の場 所 等 0 制 限

だし、 る業務、 三十条 行 ν, 次の表の下欄に掲げ を、十 兀 ぞ病院 だる器具を用いて行わなければ、同表の中欄に掲げる室若しくは、又は診療所の管理者は、次の表 に 掲 パげる場 ※合に .該当する場合 は、 ならない。上欄 ۲ 0) いおに 限 り で たて

ーツク エツク 略

_									_	_	_	_	_	_	_			_			_		
(略)	用	素の位元	射	療略						用	\mathcal{O}	射	放射線	療	用	\mathcal{O}	射	放射線	療	(略)	用	置の使	線
(略)	室	素位用元	放射性	診療用						室	具使用	照射器	放射線	診療用	室	使	照射装	放射線	診療用	(略)		療室	ス線診
(略)	汚染防止措置を講じた場合に限る。)用室で使用する場合(適切な防護措置及びり陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使っ時的に使用する場合又は特別の理由によ	療室若しくは心疾患強化治療室におい療病室において使用する場合、集中強	させることが困難な患者に対して放射	手術室において一時的に使用する場合、移(略)		構じた場合と限る。) 一時的に使用する場合(適切な防護措	室若しくは心疾患強	療病室において使用する	させることが困難な患者に対して放射	室において一時的に使	放射性同位元素使用室で	元素使用室若しくは陽電	放射線照射装置使用室、	別の理由によりエックス	•	合(適切な防護措置を講じた	療用放射性同位元素使用室で使用	放射性同位元素使用室又は陽電子断	の理由によりエックス線診療室、	(略)			
(略)	用	素の位元	射	療略							具の	照射	放射線	診療	用	\mathcal{O}	射	放射線	療	(略)	用	置の使	線
(略)	室	素质加用元	射	診療 (略)						室	使	射	放射線	療	室	置使用	照射装	放射線	診療用	(略)		療室	ス線診
(略)	を講じた場合に限る素使用室で使用するにより陽電子断層撮いて一時的に使用する	()	させることが困	手術室において一時	いて一時的に使	中強と台寮室告しく一防護措置及び汚染防	病室において	させることが困		適切な防護措置を講	放射性同位	L		特別の理由によりエ	°)	(適切な防護	療	位元素	特別の理由によりエ	(略)			

事 ば

が管 性 診 用 を講 \mathcal{O} 同 療 放 用 三十 区 取 位 機 射 高 域 扱 線 ずるとともに、 げ 元 工 ネル い、素 条の二十七に定める実効線量 に立ち入るもの 照 る十診 射 **(以** 診 又 か診及療 び所 第四号 者等らは らは、 号 カコ 5 묽 射備療診措ま

え

ないように

ク ス線 隔 操 装置 装 等 置 ごと人 又 は 針子を用い 八体との 間に適当な いることそ 距 離 \mathcal{O} を設けること。 他 \mathcal{O} 方 法に ょ *b*,

Ξ

2

十工 ツ ク ス 置 等 \mathcal{O} 測

置装 置 及 を Ű 条の二十一 Ŧī. 年 期 診 療用放 間保存しなければならな間ごとに一回以上線量計 療用: 高 射 工 ネ病 線 照 ル 院 ズギー放送 射 以上線量計で測定し、そ別装置について、その放ギー放射線発生装置、診又は診療所の管理者は、 は、 そ放診 での結果に関する記放射線量を六月を認診療用粒子線照射拡設原料にありません。 記超装線

発 生 そ \mathcal{O} あ る 場 所 0 測 定

する を開 掲 お条 げ 始 その線 る測 L れ 二障 した後にあれのある場で 一十害が 定 に 病 あ 院又る つては つては一月を超 所 につ はお い診 六月を超 て、 療れ 所の 診 を たない 管理者 に 期間ごと、放射なるは、放射な 期 間 ごと に一回におり に 口 [及び発 診生 _

> 事 \mathcal{O} <

療用高 放射 を講 線照射 エネル げの線る十診 ずるととも い、管理又はこれに付随する業務に従事する者であた素(以下この項において「エツクス線装置等」といい、診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用 ギー 装 置 置、 の病 放 い院 ずれ 診 射 又 療用 線 は 放 放射線診 か診及療 発 生装 放 射 び所 表 置、 第四管 線 療 以下同 線 従事者等 照射器具、 診療用は 量 号 理 限 か者 度及び じ。)が被ばくする 6 は、 ヘエ 第 粒 放射性は一分別性に 等 号 価 ま 号 線 影同射ス で カン 量 診 位 装 6 限 元 装 置 素 度 つて う。 線 放装 を る 量 射備療 診

いることその 適当な距離を設けること。 他 \mathcal{O} 方 法 に ょ ŋ エ

 $\frac{\Xi}{S}$ 六

2

置及び診療用放射線 装置、診療用高エネ 第三十条の二十一 病 日保存しなけることに一回? 高エネルギ 引照射ギ が院又は 以 n 別装置について、一放射線発売を対象を 上線量 ば な 5 な計 で で測定し、その結果にいて、その放射線量を発生装置、診療用粒子の管理者は、治療用エ を六月に子線照り に 関 す るを射ス 記超装線

そ れ \mathcal{O} あ

療を開: 掲 開始した後にある おそれのある場所 の二十二 病院 が発生れ げ る測 定に あ が所につばれては つて は は一月を超れた。診療所のな 六月 を超 所 型えない物 診療を開い 管理者が えな 期間ごとは開始する前になりの測定) 期 間 ごとに にに線 障 回回害 口 (及の第び発 診 生

五性排 年同水に 間 位 げ 存 又 る は測 L な ょ 排 定 る け 気に 汚 す あ ば 染 0 なら の場 7 状 合 は な況は排 を測 水 連 定続 し、 L 又 くは排気 そ 0) 結放す 果射るに線都 関の度 す 量 Ź 及連 記び続 録放し を射て

敷 使 及 装用 地病用 用 け $\mathcal{C}_{\mathcal{C}}$ 備 粒エ の院室、 L 室 る 診 子 ツ 境 又 Þ 工 療 線 ク 界 \sim 機 照 ス は放診 ツ 診射療用 E ク い器 線 射 ス お 壁 を 装 装 同 固 置れ け所 粒 線 そ 置 万内の 診 位 子 の定 元 線 療 診 他 L で取り扱う 「しやへい物の」 「しやへい物の」 「しゃない物の」 <u>条</u> 室[が 別線の 別が居り 療 療 用 用 放 高 射工 量住 |する区4 線ネ \mathcal{O} 測 照ル 定 合射ギ 域 使 ネ置 で装しあ置放 及用診ルがで室療ギー 室療用 ギーー定 つ又射 ては線 病 用 院管放放 L 放発 又 理 射 射 て取射生 は区線 線 い扱性装 照 発 る 診域 い同 生 場 の射 療 の位 所境装置に法素の 診

2 状況 前 放の項 放の項(射測の略 定規 のは、に の次 ょ 0 る 各 放 号 射 線 定 \mathcal{O} 量 8 るところに 及 び 放 射 性 ょ 同 り 位 行 元 ,」 う。 素に ょ る 汚 染 \mathcal{O}

お 超 口 チメ いセ え ĺ ンチメ て る な は \vdash 1 線 そ \vdash ル] 線ル量 そ れ れ 1 \mathcal{O} ぞれ ル あ 当 量 測 当量に る場 線 量 七十 量 率 当量 がに 所 量又のは 一つセい 7 いて行って エについ 十倍、 ンチ 七 + ロメートル線量当時を超えるおそれの メー Ź メ うこと。 7 ĺ ĺ 1 ク \vdash \vdash 口 ル ル ?線量当量: ただし、 線 メ] 量 当 \vdash 量のル 量 率 あ線 率 七率 る場 の十又は 量 又 当 は 七所量倍イナにがをク _ t

1

ク

口

メ

]

1

ル

線

量当量

て

行うこと。

れ 同 号 0 0 下 欄 測 に 定 は、 掲 げ る 次 場 0 表 所 \mathcal{O} に 上欄に 0 11 て 掲げる項目に 行うこと。 応じてそ れ

	\Box		
	量	放射線の	項目
線照射器具使用室、放射性同位元素装備診療機室、診療用放射線照射装置使用室、診療用放射	線発生装置使用室、診療用粒子線照射装置使用	イ エックス線診療室、診療用高エネルギー放射	場

五性排号 年同水に 間位 げる 保 元 存 又 は測 L 非気に な け す る ば 染 0 の場 な 7 5 状合は な 況は排 を測 水 連 定続 し、 又 L くは排気する 果射るに線都 関の度 す量 る 及 連 記び続 録放し を射て

、使使お病用用け 装用備粒 敷 及 放の項(地病用用 射測の略)度マ、 \mathcal{U} 粒エ ツク る L 診 子 エッ 境 又 、、 界 は 放 診 境 Þ 療 線 照ね線 \sim 機 診療用粒の K い器 を 固 装置 壁 お療 装 け所 そ 置れ 内 位 る 子 診 の定 線照 放の 診 元 療他 L 診 原 室[素装 て 取 療用 人 療 射 L ※射装置 やへ が 用 線 居 備 診 ŋ 放 \mathcal{O} 高 診 療い扱 住 射 量 工 する区 用 物 療 使 う 線 ネ \mathcal{O} 機 用 高 の場 照ル 測 る区域及: (器使用で を変、診療 エ 位 ネ 置 合 射ギ 定 工 で装した ルが ギー 室、 療 び つ又射 て、 用 定 は線 病 院 管放放し 放発 射射 て取射生 理 又 は 区 線 線い扱性装 域 照 発 るい同置 診 の射生 場 の位 装装合置置に 所境装 方元 診 法 素 の界

2 状況 前 定 規 トのは定ル量、に に ょ のる 放 射 線 \mathcal{O} め 量 るところによ 及 び 放 射 性 同 ŋ 位 行 元 う。 素 に ょ る 汚 染

0)

ンチメ 口 チメ メ ĺ ĺ \vdash 線 七 + \vdash ル ル 量 線 の 線 7 ル イ 線 ク 口 メ] パーセンチメーについて行うこ 1 任を超えるおそれのあってかまるおそれのあったがリートル線量当量であると。ただし、セスチメートル線量 いセ ル 倍 、行うこと。のる場所にお る量、量場率七率 所におして 所 いセクセ

れ 前二号 下の 測 欄 定 は、 掲 げ る 次 場 0 所 表 0 上 0 一欄に 1 て 掲げる 行 うこと。 項 目 応じ てそ

線照射器具使用室、放射性同位元素装備診療機室、診療用放射線照射装置使用室、診療用放射放射線の イ エツクス線診療室、診療用粒子線照射装置使用項 目 場 所					
線照射器具使用室、放射性同位元素装備診療室、診療用放射線照射装置使用室、診療用放射線の イ エツクス線診療室、診療用粒子線照射装置使目 場 馬					
線照射器具使用室、放射性同位元素装備診療室、診療用放射線照射装置使用室、診療用放線発生装置使用室、診療用粒子線照射装置使用室、診療室、診療用高エネルギー放所			量	射線	
	照射器具使用室、放射性同位元素装備診療	、診療用放射線照射装置使用室、診療用放	発生装置使用室、診療用粒子線照射装置使	エツクス線診療室、診療用高エネルギー放	

3・4 (略) 第三十条の三十三の十二 のる者は、次の各号に のる者は、次の各号に のる者は、次の各号に	第三十条の三十 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	(略)
)の各号に掲げるものとする。次の各号に掲げるものとする。外の1十三第一項第九号に規定する厚生労働省令で定条の二十三第一項第九号に規定する厚生労働省令で定十三の十二(略)	略) 験を行う病院又は診療所の当該機能に係る病床(略) (略) (略) 三十二の二 法第三十条の四第九項に規定する厚生労働	(略) (略) におり、 (略) により、 (を) により
3・4 (欧	第三十条の三十 省令で定める 十三 医薬品 十四 (略) (略)	(略)
(略) (略) (略) (略) (略) (略)	療所の機器 断が出談等 を が、 と 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	(略) には、 は、 は
3ものとする。 (第八号に規定する厚生労働省令で定	機能に係る病床 法第二条第十七項に規定する治験を行うに掲げる病床とする。	診療用放射性同位元素使用室

附則

(施行期日)

第 条 この 省令は、 平成三十一 年四月 ___ 日 か ら施行する。 ただし、 第 条 が 十 一 第二項 の改正規定及び次

条の規定は、平成三十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 病院又は診療所の管理者は、 この省令による改正後の第一条の十一第二項第三号の二ハの規定にか

か わ いらず、 当 分 \mathcal{O} 間 同 (1)に · 掲 げる放射線診療 に 用 1 る 医 原機器 で あ 0 て線量 を表示する機能 を有 L な

ŧ \mathcal{O} に · 係 ぶる放射線 線 に よる被ば < 線 量 \mathcal{O} 記 録を行うことを要し な \ <u>`</u>

第三条 この 省令 \mathcal{O} 施 行の 際 現にこの省令による改正後の第二十四条第八号の二に規定する診療用放射性同

位 元素 (同条第八号ハ(2) から4までに掲げるものに限る。 を備えてい る病院又は診 療所 \mathcal{O} 管 理 者 は、

 \mathcal{O} 省令 \mathcal{O} 施 行後一 月 以内 に、 この 省令による改正 後の 第二十八条第一 項各号に 掲げ る 事項を病院 又 は 診 療

所 \mathcal{O} 所 在 地 \mathcal{O} 都道 府 県知 事 **(診** 療 所 に あ 0 て は その 所 在 地 が 医療 法 第 五条 第 二項 に 規定す る保 健 所 を設

置する市 又は特別 区 一の区域 にある場合においては、 当該! 保 健所を設置する市 \mathcal{O} 市 長又 は 特 莂 区 \mathcal{O} 区 長。